

国立大学法人大阪大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その者の業務実績に応じて行っている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成17年人事院勧告に依拠し、平成18年4月から基本給の月額を約6.6%引き下げる規程改正を行った。
また、「調整手当」に代えて「地域手当」を導入し、支給率を「100分の10」から「100分の11」に引き上げの改定を行った。

理事

平成17年人事院勧告に依拠し、平成18年4月から基本給の月額を約6.6%引き下げる規程改正を行った。
また、「調整手当」に代えて「地域手当」を導入し、支給率を「100分の10」から「100分の11」に引き上げの改定を行った。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

平成17年人事院勧告に依拠し、平成18年4月から基本給の月額を約6.6%引き下げる規程改正を行った。
また、「調整手当」に代えて「地域手当」を導入し、支給率を「100分の10」から「100分の11」に引き上げの改定を行った。

監事(非常勤)

平成17年人事院勧告に依拠し、平成18年4月から非常勤役員手当(月額)を約6.6%引き下げる規程改正を行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	24,825	15,564	7,557	1,704 (地域手当)		
理事 (7人)	130,615	81,972	37,555	9,018 (地域手当) 870 (通勤手当) 1,200 (特別赴任手当)	1月1日 1名	12月31日 1名
監事 (1人)	13,983	8,736	4,041	960 (地域手当) 246 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	810	810				

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「特別赴任手当」とは、本学が遠隔地に居住する者を役員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事						該当者なし
監事						該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費の予算配分においては大学と部局の責任と権限を定め、管理運営における総長のリーダーシップを明確にすると共に、効率化などに対応する財政の健全性を担保する方策を策定し、それに基つき適正な人件費管理を行うものとする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員等の給与改定状況及び法人の業務実績、財務状況等を考慮しつつ、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

個人の評価(教員については、教育業績、研究業績、社会貢献を判断して行うものとし、教員以外については、平成18年11月に導入した新勤務評価制度により行うものとする)を給与に反映させるため、賞与(業績手当)、昇給等の制度を積極的に活用している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与(業績手当)	成績率に8つのランクを設け業績を反映させている。
昇給	勤務成績に応じて昇給させることができる給与制度を整備し、勤務成績が「特に良好」である場合、管理職層の28%に、中間・初任層の15%に適用している。
特別の昇給	教員については、評価の高い賞を受賞した者など教育研究に関する能力が優れている場合、特別に昇給させることができる給与制度を整備し、在職者の4%に適用している。
教育・研究功績賞	教育研究上の功績が特に顕著である教員を顕彰するため一時金(10万円)を支給している。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

1. 平成17年人事院勧告に依拠した給与制度の改正

平成18年4月から年功的な給与の上昇を抑制する給与構造への転換を図るため常勤職員(寄附講座等教員を除く)の職務の級の統廃合、号俸の4分割を行った。

また、従前の特別昇給及び普通昇給を統合し昇給の区分を5段階(平成19年1月は3段階)設け、教職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入した。

平成18年4月から常勤職員(寄附講座等教員を除く)の基本給月額の前年比平均4.8%(中・高齢層については平均7%)引き下げる規程改正を行った。

平成18年4月から常勤職員(寄附講座等教員を除く)の基本給の調整基本額を引き下げる改定を行った。

平成18年4月から常勤職員(寄附講座等教員を除く)の「調整手当」に代えて「地域手当」を導入し、支給率を「100分の10」から「100分の11」に引き上げの改定を行った。

2. 外部資金等による任期付常勤職員(教員を除く)の年俸制給与制度の創設

平成18年4月から優秀な人材確保のため、事務・技術職員及び医療技術職員を外部資金等により任期付常勤職員(年俸制)として雇用できる制度導入に伴い給与制度を新設した。

3. 看護職員への特別賞与制度を創設

平成18年4月から優秀な人材確保のため、常時勤務する技術職員(看護)又は看護助手のうち特例看護職員として採用された職員に対して賞与の支給期ごとに特別賞与として125,000円を支給する制度を新設した。ただし、特例看護職員には退職手当は支給されない。

4. 国際機関等への派遣教職員の給与支給に係る制度の創設

平成18年7月から国際協力等の目的で国際機関又は外国政府の機関等の依頼により派遣される教職員に対して基本給等の月額及び期末手当、期末業績手当のそれぞれ100分の100の範囲内で給与を支給できる制度を新設した。

5. 海外拠点勤務者に係る給与制度の創設

平成18年11月から海外拠点等に勤務を命じられた教職員に対して海外給与(任地生計費)及び国内給与(貯蓄等相当費、海外研究特別手当等)からなる給与を支給できる制度を新設した。

6. 医員(研修医)に支給される医師臨床研修特別手当の創設

平成18年4月から医員(研修医)として診療業務等に従事する職員に対して月額70,000円を支給する手当を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	3,628	44.1	8,107	5,861	141	2,246
事務・技術	892	44.2	6,381	4,664	183	1,717
教育職種 (大学教員)	2,028	45.9	9,562	6,853	126	2,709
医療職種 (病院看護師)	499	36.3	5,651	4,215	99	1,436
技能・労務職種	30	52.9	6,003	4,416	219	1,587
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	3	50.2	8,311	6,004	98	2,307
教育職種 (外国人教師等)	10	47.3	9,870	6,973	104	2,897
医療職種 (病院医療技術職員)	151	41.9	6,280	4,612	212	1,668
指定職種	15	58.7	17,128	12,291	120	4,837

非常勤職員	275	34.9	4,048	3,963	10	85
事務・技術	10	53.7	4,330	3,197	151	1,133
教育職種 (大学教員)	135	35.9	4,912	4,912	0	0
医療職種 (病院看護師)	7	26.9	4,509	3,433	68	1,076
医療職種 (病院医師)	110	33.0	2,972	2,972	0	0
技能・労務職種	1	—	—	—	—	—
医療職種 (病院医療技術職員)	3	30.2	4,364	3,294	168	1,070
医療職種 (医療技術職員)	9	27.3	3,380	3,380	0	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3:常勤職員の医療職種(病院医師)に該当する職種がないため省略した。

注4:指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5:非常勤職員の医療職種(医療技術職員)とは、医療職種(病院医療技術職員)及び[年俸制適用者]非常勤職員の医療職種(特任医療技術職員)と同種の業務であるがそれぞれ給与形態が異なる職種である。

注6:非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

非常勤職員	154	38.5	6,567	6,567	0	0
事務・技術 (特任職員)	7	30.1	3,649	3,649	0	0
教育職種 (寄附講座等教員)	140	39.4	6,859	6,859	0	0
医療職種 (特任医療技術職員)	7	28.1	3,640	3,640	0	0

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

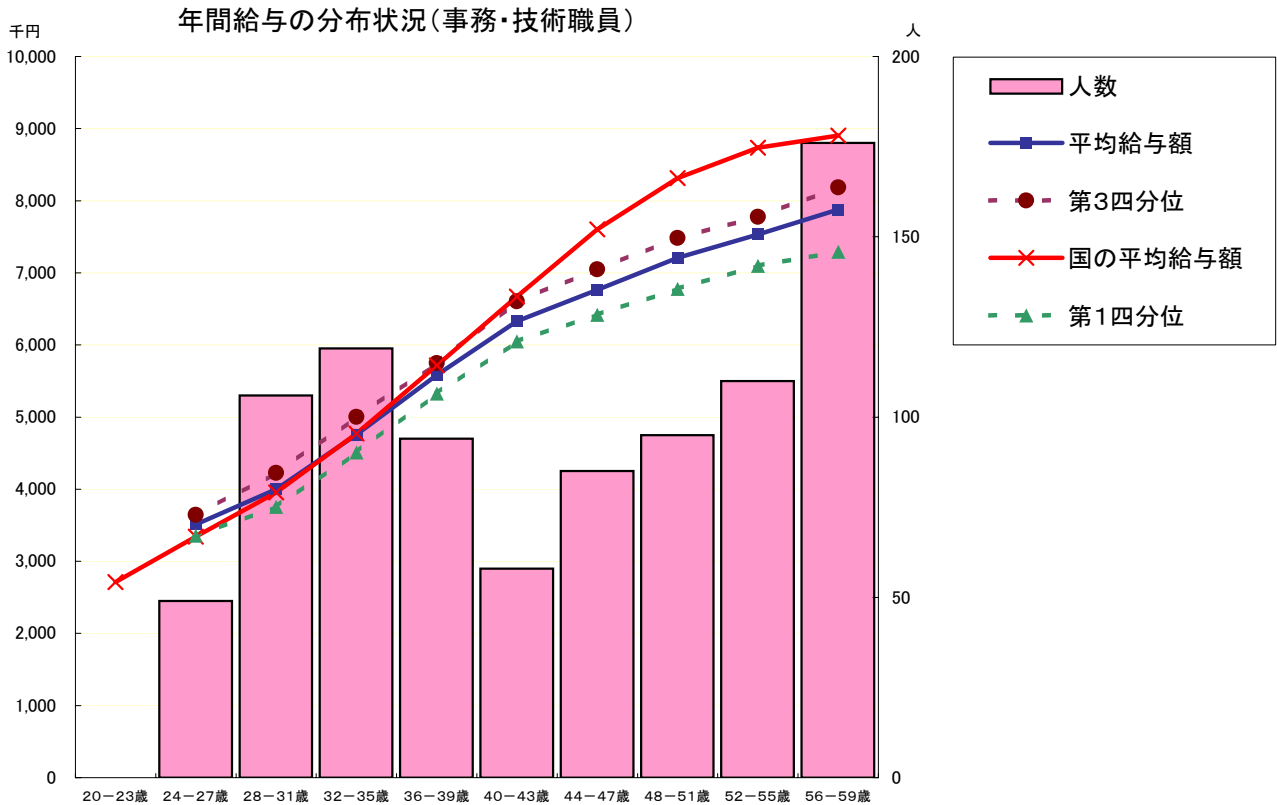
注2:事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院看護師)及び医療職種(病院医師)に該当する職種がないため省略した。

注3:事務・技術職種(特任職員)とは、年俸制適用者以外の事務・技術職種と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。

注4:教育職種(寄附講座等教員)とは、年俸制適用者以外の教育職種(大学教員)と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。

注5:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っている。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

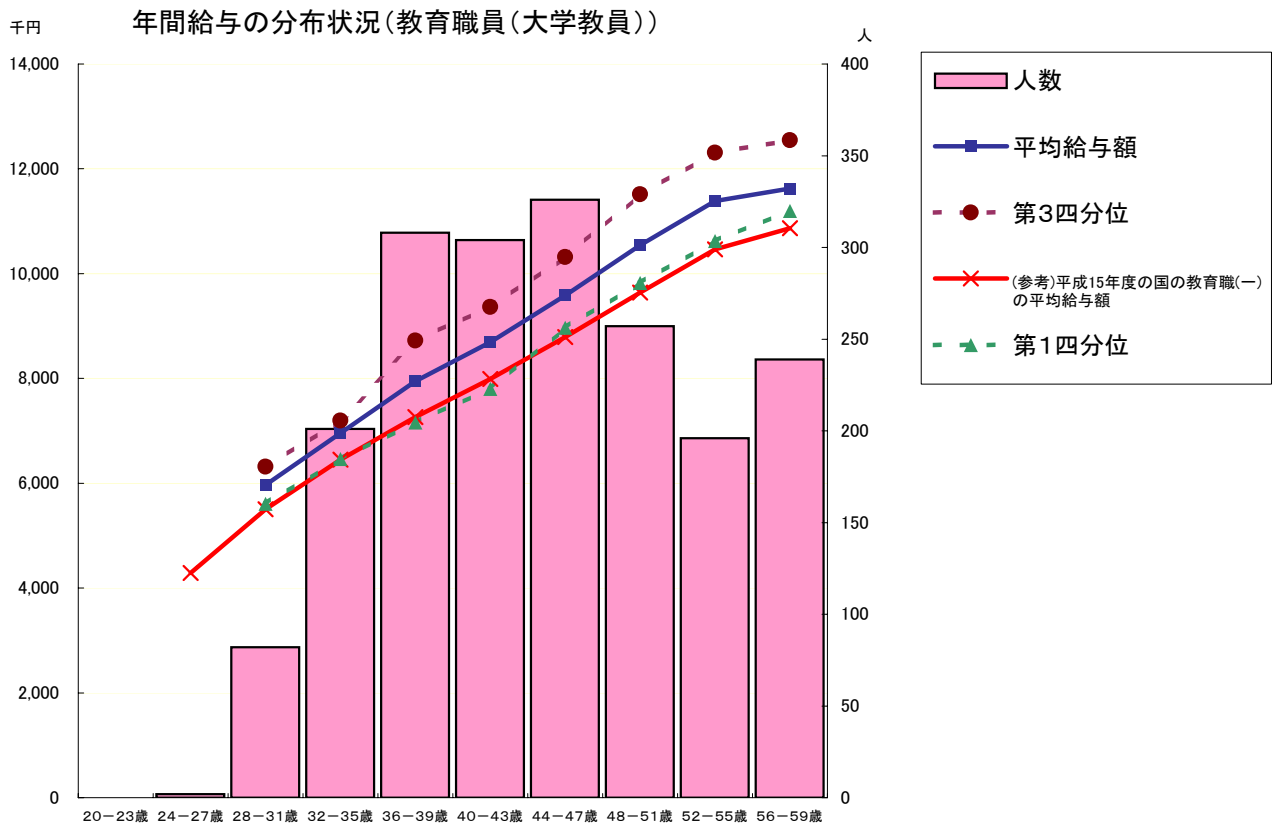


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	9	58.4	9,420	10,341	10,909
課長	48	55.9	8,739	9,077	9,312
課長補佐	69	54.8	7,575	7,810	8,038
係長	326	50.1	6,623	6,992	7,439
主任	237	41.2	5,016	5,670	6,401
係員	203	31.0	3,619	4,128	4,415

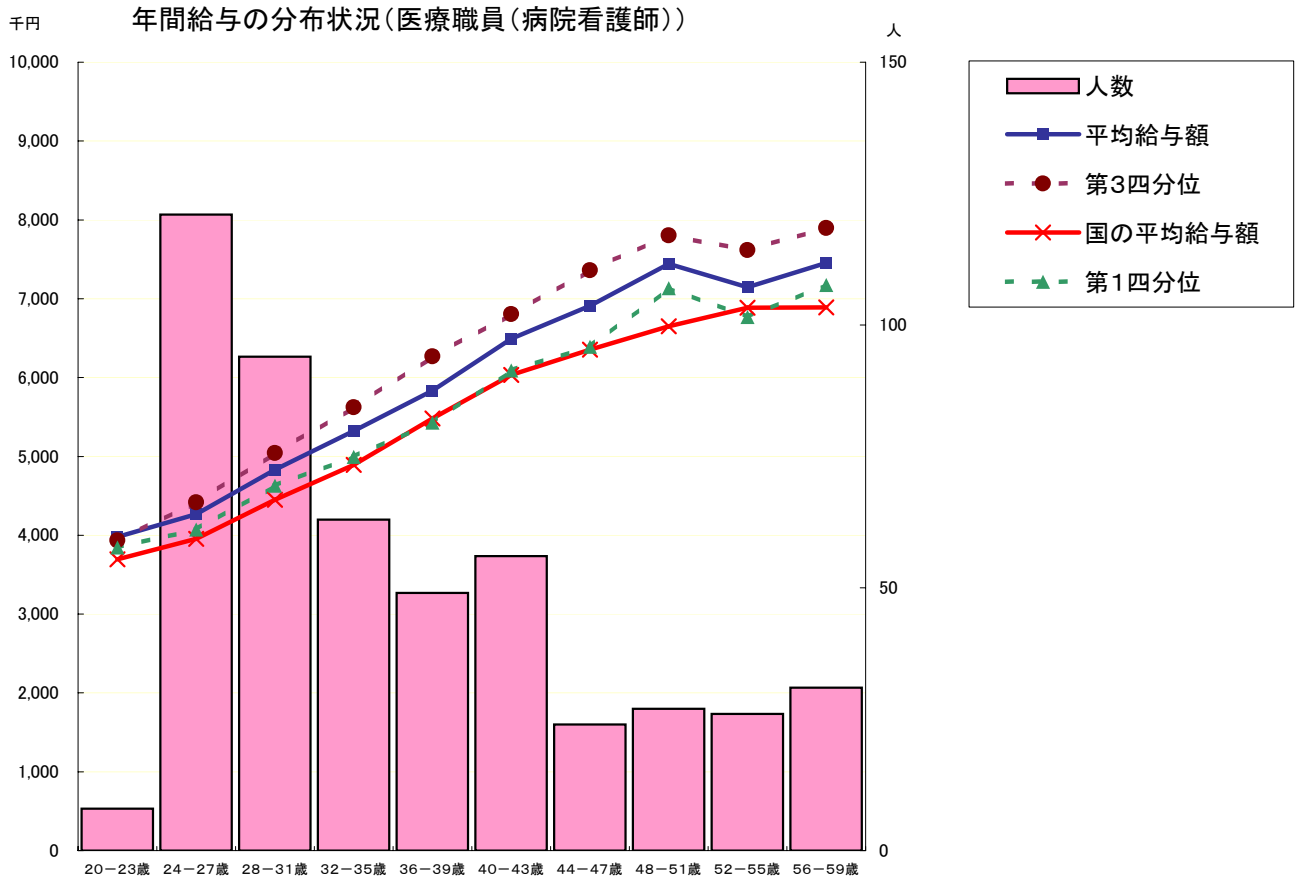
注:「分布状況を示すグループ」欄の各職位の相当職については、「部長」には「監査室長」及び「次長」を含み、「課長」には「室長」及び「事務長」を含み、「課長補佐」には「室長補佐」、「事務長補佐」、「専門員」、「図書館専門員」、「技術専門員」及び「主任専門職員」を含み、「係長」には「専門職員」を含む。
また、「係員」とは「事務職員」、「技術職員」及び「図書職員」を示す。



注:教育職員(大学教員)について、年齢24～27歳の該当者が2名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額及び第1・第3四分位を記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
教授	675	53.8	11,220	11,767	12,348		
准教授	582	44.5	8,858	9,362	9,904		
講師	121	43.3	7,955	8,777	9,532		
助教	623	39.2	6,583	7,225	7,915		
助手	16	47.3	6,394	6,894	7,197		
教務職員	11	49.2	6,040	6,438	6,948		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
看護部長	1	—	—	—
副看護部長	5	50.3	7,555	8,057
看護師長	47	49.2	6,842	7,832
副看護師長	76	41.5	5,800	7,012
看護師	362	32.9	4,298	5,560
准看護師	8	55.5	5,686	6,490

注1:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注2:「看護師」には看護師相当職である「保健師」及び「助産師」を含む。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職位		事務職員・技術職員・図書職員	主任・事務職員・技術職員・図書職員	係長・専門職員・技術専門職員・主任・図書職員	課長補佐・専門職員・主任専門職員・技術専門職員・図書館専門職員・係長・専門職員・技術専門職員	課長・事務長・室長・課長補佐・専門職員・主任専門職員・技術専門職員・図書館専門職員	部長(部長相当職を含む)・課長・事務長・室長・技術専門職員	部長(部長相当職を含む)	部長(部長相当職を含む)
人員(割合)	892	73 (8.2%)	173 (19.4%)	421 (47.2%)	147 (16.5%)	48 (5.4%)	24 (2.7%)	5 (0.6%)	1 (0.1%)
年齢(最高～最低)		38～24	39～27	59～34	59～46	59～42	59～36	59～53	-
所定内給与年額(最高～最低)		2,974～2,274	4,145～2,598	5,564～3,278	6,214～4,931	6,956～5,260	8,202～6,299	8,077～7,449	-
年間給与額(最高～最低)		3,927～3,081	5,459～3,569	7,677～4,508	8,464～6,974	9,324～7,439	10,967～8,680	11,275～10,387	-

区分	9級	10級
標準的な職位	事務局長	別に定める
人員(割合)	該当無し (%)	該当無し (%)
年齢(最高～最低)		
所定内給与年額(最高～最低)		
年間給与額(最高～最低)		

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手・助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	2,028	11 (0.5%)	639 (31.5%)	121 (6.0%)	582 (28.7%)	675 (33.3%)
年齢(最高～最低)		59～32	62～27	61～31	62～31	62～37
所定内給与年額(最高～最低)		5,291～4,356	7,230～3,324	8,041～4,393	8,206～4,779	9,838～6,085
年間給与額(最高～最低)		7,272～5,962	9,337～4,541	10,667～6,070	11,157～6,732	14,092～8,227

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師・保健師・助産師	看護師長・副看護師長	副看護部長・看護師長	看護部長・副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	499	8 (1.6%)	362 (72.5%)	83 (16.6%)	41 (8.2%)	5 (1.0%)	該当無し (%)	該当無し (%)
年齢(最高～最低)		59～47	58～23	59～28	58～40	58～46		
所定内給与年額(最高～最低)		5,478～4,073	5,665～2,797	6,027～3,433	6,098～4,230	6,313～5,329		
年間給与額(最高～最低)		7,222～5,519	7,724～3,758	8,070～4,627	8,498～5,978	8,688～7,555		

注:事務・技術職員の8級における該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.6	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.5	% 32.4	% 33.9
	(平均) 最高～最低	% 44.7～31.7	% 41.4～28.9	% 42.8～30.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 68.7	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当)	% 34.6	% 31.3	% 32.9
	(平均) 最高～最低	% 41.9～31.1	% 38.0～28.5	% 39.5～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 65.4	% 64.0
	査定支給分(勤勉相当)	% 37.5	% 34.6	% 36.0
	(平均) 最高～最低	% 41.9～29.7	% 38.7～29.7	% 40.2～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 68.0	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.2	% 32.0	% 33.5
	(平均) 最高～最低	% 41.9～29.3	% 38.7～28.7	% 39.9～30.2

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% —	% —	% —
	査定支給分(勤勉相当)	% —	% —	% —
	(平均) 最高～最低	% —	% —	% —
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 68.0	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.4	% 32.0	% 33.6
	(平均) 最高～最低	% 41.9～31.5	% 38.7～28.2	% 40.2～30.0

注: 医療職員(病院看護師)の管理職員について、該当者が2名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから当該区分の各事項について記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

91.6

対他の国立大学法人等

105.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

107.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

108.0

対他の国立大学法人等

111.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標

108.7

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 35,862,059	千円 36,116,578	千円 (%) △ 254,519 (△0.7)	千円 (%) △ 383,895 (△1.1)
退職手当支給額 (B)	千円 3,583,755	千円 3,618,649	千円 (%) △ 34,894 (△1.0)	千円 (%) △ 572,619 (△13.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 9,114,207	千円 7,404,627	千円 (%) 1,709,580 (23.1)	千円 (%) 2,874,347 (46.1)
福利厚生費 (D)	千円 5,307,105	千円 5,153,191	千円 (%) 153,914 (3.0)	千円 (%) 288,782 (5.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 53,867,126	千円 52,293,045	千円 (%) 1,574,081 (3.0)	千円 (%) 2,206,615 (4.3)

総人件費について参考となる事項

○総人件費について

「給与、報酬等支給総額」について対前年度比 0.7%減となった要因としては、平成17年人事院勧告に依拠し、平成17年12月から約 0.3%の引き下げを実施し、平成18年4月には約 4.8%引き下げの改正を行ったことによるものである。

「最広義人件費」について対前年度比 3.0%増となった要因としては「非常勤役職員等給与」が対前年度比 23.1%増となったことによるものである。これは教育研究の活性化、研究面における競争力をより一層高めること及び優秀な人材を確保すること等を目的として制度化した年俸制給与制度による教職員を21世紀COE等によって得られた外部資金により雇用したこと(教員約50名、職員約25名、合計約75名増員)及び教職員の超過勤務に係る労働基準法への対応のため、アウトソーシングに要した経費等が増となったことによるものである。

○行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況について

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

- ・基準年度(17年度)の「給与、報酬等支給総額」 36,116,578(千円)
- ・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」 35,862,059(千円)
- ・平成18年度までの人件費削減率 △0.7

③総人件費についての参考事項

- ・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」 35,862,059(千円)
- ・平成17年度の「人件費予算相当額」 36,971,115(千円)
- ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) △ 3.0

Ⅳ 法人が必要と認める事項

Ⅱ-⑤職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標について

この比較指標については、地域手当が含まれた年額にて算出しています。

当該手当の区分は、13%支給地域、11%支給地域、10%支給地域、7%支給地域、6%支給地域、5%支給地域、4%支給地域、3%支給地域、2%支給地域、1%支給地域及び非支給地域の11区分となっており、本学は1%支給地域(吹田市)及び10%支給地域(豊中市、茨木市)に該当していますが、大学の管理運営の必要性から統一的に11%支給地域として取り扱っています。